

議案第十二号

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

(港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第一条 港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年港区条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

(港区子ども医療費助成条例の一部改正)

第二条 港区子ども医療費助成条例(平成四年港区条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説 明）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。